

平成30年度行政不服審査制度の運用状況
(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

1 審査請求の件数

平成30年度は3件の審査請求が提起され、処理状況の内訳は下記のとおりです。

(単位：件)

処分の根拠法令	審査請求件数	処 理 状 況 ※					
		認容	一部認容	却下	棄却	取下げ	継続中
老人介護手当支給条例	0	1 (1)				1 (1)	
生活保護法	0	1 (1)				1 (1)	
地方税法	3	4 (1)		1	2 (1)		1
小計	3	6 (3)	0 (0)	1 (0)	2 (1)	2 (2)	1 (0)
鹿児島市情報公開条例	0	0 (0)					
鹿児島市個人情報保護条例	0	0 (0)					
合計	3	6 (3)	0 (0)	1 (0)	2 (1)	2 (2)	1 (0)

※処理状況の件数は平成29年からの継続案件を含み、()内は当該件数のうち平成29年度からの継続案件のもの

2 審理員の審理手続状況

平成30年度に市長が審査庁となった審査請求のうち、行政不服審査法第9条第1項の規定に基づき審理員が指名され、審理手続を行ったものの件数は、下記のとおりです。

(単位：件)

審理手続を行った審査請求の件数	処 理 状 況		
	審理員意見書を提出したもの	審理手続中の取下げ	審理継続中
3 (2)	3 (2)	0 (0)	0 (0)

※件数は平成29年からの継続案件を含み、()内は当該件数のうち平成29年度からの継続案件のもの

3 第三者機関（鹿児島市行政不服審査会）の開催状況

平成30年度は、鹿児島市行政不服審査会を3回開催し、諮問案件2件について調査審議を行い、2件の答申を行いました。

回次	開催年月日	調査審議内容等
第1回	平成30年6月22日	諮問第2号（老人介護不支給決定に係る審査請求）の審議
第2回	平成30年8月7日	諮問第2号（老人介護不支給決定に係る審査請求）の審議・答申
第3回	平成30年12月14日	諮問第3号（交付要求に係る審査請求）の審議・答申

行政不服審査法（抜粋）

（公表）

第 85 条 不服申立てにつき裁決等をする権限を有する行政庁は、当該行政庁がした裁決等の内容その他当該行政庁における不服申立ての処理状況について公表するよう努めなければならない。